

在留外国人と言語 (第9講)

日本語が話せない子どもたちの増大

この講座で学ぶこと

- ▶ 外国人が直面する問題点をいくつか列挙して、その対策を考えてみる。
- ▶ とりわけ、日本語の能力の有無がどのような問題点を生み出すか考えてみる。
- ▶ 国民である場合(国籍を取得した場合)と永住権を持っている場合の違いについて考える。



外国人児童生徒等教育の現状と課題

- ▶ 外国人児童生徒等教育の現状と課題（2017年11月）
- ▶ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍含む）は10年間で1.5倍増（2018年度に5万人超）。



外国人児童生徒等への教育の充実

- ▶ 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。
- ▶ 入国・就学前 :うち、2割が特別の指導を受けられていない
- ▶ 義務教育段階: 最大で2万人が不就学の可能性・日本語指導が必要な児童生徒は5万人
- ▶ 高等学校段階・・・年間で1割が中退・大学等進学率は4割

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

- ▶ 背景、課題
- ▶ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ▶ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
- ▶ 特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ▶ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

- ▶ 補助事業のメニュー（都道府県レベル、市区町村レベルの双方）
- ▶ ○ 日本語指導に関する運営・情報共有のための会議の開催
- ▶ ○ 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ▶ ○ 幼児や保護者を対象としたプレスクールの開催
- ▶ ○ 親子日本語教室の開催
- ▶ ○ ICTを活用した日本語指導の実施
- ▶ ○ 高校生に対する日本語指導や進路指導等、包括的な支援の実施

カスタネット

- ▶ 文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。
- ▶ このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

かすたねっと

- ▶ このツールでは、帰国・外国人児童生徒の受入れ実績が豊富な地域で作成・公開された「外国人児童生徒教育のための教材」を検索することができる。
- ▶ 科目種別、国語や算数、理科などに外国人向けの教材がHPで提供されている。



かすたねっと

▶ 教材検索(例えば、国語では)

国語	「彩と武蔵の学習帳」 第三節 国語編[4]	埼玉県	小中
国語	JSLカリキュラム中学校編 国語 JSL国語科の基本的な考え方・指導の方法[1]	全国	中
国語	JSLカリキュラム中学校編 国語 ことばの整理のための学習活動例 [1]	全国	中
国語	JSLカリキュラム中学校編 国語 指導案1 道案内をしよう-分かりやすく話す-[1]	全国	中
国語	JSLカリキュラム中学校編 国語 指導案10 私の成長記 [1]	全国	中

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

- ▶ ○文部科学省において2011年に策定。
- ▶ ○外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。
- ▶ ○外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、先般、手引きの全面的な改訂を実施する。



外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

- ▶ ○ 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
- ▶ （文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日 文部科学省）

- ▶ 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。



外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

- ▶ (1) 就学状況の把握
- ▶ ●教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- ▶ ●外国人学校等も含めた就学状況の把握
- ▶ (2) 就学案内等の徹底
- ▶ ●就学に関する広報・説明の実施 ●住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- ▶ ●日常生活で使用する言語での情報提供
- ▶ ●個別の就学勧奨の実施 ●プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組 ●幼稚園等への就園機会の確保
- ▶ (3) 出入国記録の確認
- ▶ ●必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握



学校への円滑な受入れ(1)

- ▶ ●教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携
- ▶ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。
 - ▶ （1）就学校の決定に伴う柔軟な対応
 - ▶ ●通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更
 - ▶ （2）障害のある外国人の子供の就学先の決定
 - ▶ ●総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

学校への円滑な受入れ(2)

- ▶ (3) 受入れ学年の決定等
 - ▶ ●ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
 - ▶ ●進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる
- ▶ (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進
 - ▶ ●本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学
- ▶ (5) 学齢を超過した外国人への配慮
 - ▶ ●本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内
- ▶ (6) 高等学校等への進学促進
 - ▶ ●早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施 ●公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

課題

- ▶ 文科省が行っている施策をまとめなさい。
- ▶ 日本語が話せない外国人児童生徒への対応の歴史を調べなさい。

